

# 条 例 議 案 の 概 要

—平成26年3月定例会—

## 目 次

議案第 15 号 盛岡市民生委員定数条例について	1
議案第 16 号 盛岡市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について	2
議案第 17 号 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	5
議案第 18 号 消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	7
議案第 19 号 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	25
議案第 20 号 盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について	49
議案第 21 号 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	52
議案第 22 号 盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について	57
議案第 23 号 盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について	60
議案第 24 号 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	66
議案第 25 号 盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	113
議案第 26 号 盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例について	116
議案第 27 号 盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	122

議案第 15 号

盛岡市民生委員定数条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、民生委員の定数を定めようとするものである。

2 条例の内容

民生委員の定数を 574人とする。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 その他

現任の民生委員の任期は、平成25年12月1日から3年間である。

議案第 16 号

盛岡市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い青少年問題協議会の委員の委嘱等について定めるとともに、委員の定数を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 委員の定数を次のように改める。

改正前 26人以内（会長を含まない。）

改正後 25人以内（会長を含む。）

- (2) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱することを定める。

ア 市議会議員

イ 関係行政機関の職員

ウ 知識経験を有する者

- (3) 改正前の地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第3条第2項の規定により、会長は、市長をもって充てることとされていたが、これを委員の互選により選出することとする。

- (4) 協議会は、市長が招集することとする。

- (5) この条例に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定めることとする。

3 施行期日 平成26年4月1日

盛岡市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市青少年問題協議会設置条例 昭和34年3月30日条例第14号	○盛岡市青少年問題協議会設置条例 昭和34年3月30日条例第14号
第1条 略 (組織)	第1条 略 (組織)
第2条 協議会は、委員25人以内をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 市議会議員 (2) 関係行政機関の職員 (3) 知識経験を有する者	第2条 協議会は、会長及び委員26人以内をもつて組織する。  2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
第3条 協議会に会長及び、副会長1人を置き、委員の互選とする。 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	第3条 協議会に委員の互選による副会長1人を置く。 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
第4条 略 (会議)	第4条 略 (会議)
第5条 協議会は、市長が招集する。 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第5条 協議会は、会長が招集する。 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第6条 略 (補則)	第6条 略 (補則)
第7条 この条例に定めるものほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。	第7条 この条例に定めるものほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

改正後	改正前
<p><u>附 則（平成26年条例第 1 号）</u></p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に盛岡市青少年問題協議会の委員である者は、改 正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第2条第1項の規定により盛岡市 青少年問題協議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、 同条第2項本文の規定にかかわらず、平成27年10月31日までとする。</p>	

総務部 職員課

議案第 17 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行(人)	改正後(人)	増減(人)
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,461（うち福祉事務所 105）	1,480（うち福祉事務所 106）	19（うち福祉事務所 1）
水道事業及び下水道事業	204	199	△5
病院事業	211	211	0
議会の事務部局	15	15	0
教育委員会の事務部局	72	73	1
学校	255	247	△8
学校以外の教育機関	57	54	△3
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,302	2,306	4

3 施行期日

平成26年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号			○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号		
第1条及び第2条 略			第1条及び第2条 略		
第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。			第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。		
区分	定数	備考	区分	定数	備考
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,480人	うち106人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,461人	うち105人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。
水道事業及び下水道事業	199人		水道事業及び下水道事業	204人	
病院事業	211人		病院事業	211人	
議会の事務部局	15人		議会の事務部局	15人	
教育委員会の事務部局	73人		教育委員会の事務部局	72人	
学校	247人		学校	255人	
学校以外の教育機関	54人		学校以外の教育機関	57人	
選挙管理委員会の事務部局	6人		選挙管理委員会の事務部局	6人	
監査委員の事務部局	7人		監査委員の事務部局	7人	
農業委員会の事務部局	12人		農業委員会の事務部局	12人	
公平委員会の事務部局	2人		公平委員会の事務部局	2人	
合計	2,306人		合計	2,302人	
第4条及び第5条 略			第4条及び第5条 略		
附 則（平成26年条例第 号）					
この条例は、平成26年4月1日から施行する。					

## 議案第 18 号

## 消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

## 1 制定の趣旨

消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、関係する条例の規定の整理をしようとするものである。

## 2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市立病院使用料及び手数料条例（第2条）
- (2) 盛岡市水道事業給水条例（第15条の2，第28条及び第29条）
- (3) 盛岡市下水道条例（別表第1）
- (4) 盛岡市中央卸売市場業務規程（第55条，第58条，第62条及び第71条）
- (5) 盛岡市夜間急患診療所条例（第5条）
- (6) 盛岡市農業集落排水施設条例（第11条）
- (7) 盛岡市公設浄化槽条例（第13条）

## 3 改正の内容

- (1) 市立病院の使用料及び手数料を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100分の105から 100分の 108に改める。（上記2(1)）
- (2) 加入金，水道料金及び私設消火栓の料金を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100分の 105から 100分の108に改める。（上記2(2)）
- (3) 公共下水道の使用料の額を次のとおり改める。（上記2(3)）

## ア 基本使用料（1月につき）

汚水の種別	改正前	改正後
一般汚水	950円	977円
公衆浴場汚水	950円	977円

イ 従量使用料（1m<sup>3</sup>につき）

汚水の種別	汚水の排出量	改正前	改正後
一般汚水	10m <sup>3</sup> までの分	43円	44円
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	96円	99円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	135円	139円
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	186円	192円

	50m <sup>3</sup> を超える分	245円	252円
公衆浴場汚水	—	22円	同左
臨時汚水	—	288円	297円

- (4) 卸売金額、売買仕切金及び買受代金を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100 分の 5 から 100分の 8 に改め、市場の使用料を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100分の 105 から 100分の 108 に改める。 (上記 2(4) )
- (5) 夜間急患診療所の使用料及び手数料を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100 分の 105 から 100分の 108 に改める。 (上記 2(5) )
- (6) 農業集落排水施設の使用料の額を次のとおり改める。 (上記 2(6) )

区分	改正前	改正後
基本額（1世帯あたり）	1,400円	1,440円
加算額（世帯員1人につき）	414円	426円

- (7) 公設浄化槽の使用料の額を次のとおり改める。 (上記 2(7) )

区分	改正前	改正後
5人槽	3,800円	3,909円
6人槽から7人槽まで	4,300円	4,423円
8人槽から10人槽まで	4,900円	5,040円

#### 4 施行期日

平成26年4月1日

【第1条】盛岡市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市立病院使用料及び手数料条例 昭和33年12月27日条例第51号	○盛岡市立病院使用料及び手数料条例 昭和33年12月27日条例第51号
第1条 略 (使用料及び手数料)	第1条 略 (使用料及び手数料)
第2条 市立病院の使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。 (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税(以下「消費税等」という。)が課されるもの 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)(以下「算定方法等」という。)に定めのあるものについて算定方法等により算定した額と、算定方法等に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として病院事業管理者が定めるところにより算定した額との合算額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (2) 消費税等が課されないもの 算定方法等に定めのあるものについて算定方法等により算定した額と、算定方法等に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として病院事業管理者が定めるところにより算定した額の合算額	第2条 市立病院の使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。 (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税(以下「消費税等」という。)が課されるもの 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)(以下「算定方法等」という。)に定めのあるものについて算定方法等により算定した額と、算定方法等に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として病院事業管理者が定めるところにより算定した額との合算額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (2) 消費税等が課されないもの 算定方法等に定めのあるものについて算定方法等により算定した額と、算定方法等に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として病院事業管理者が定めるところにより算定した額の合算額
2 前項の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定の適用に係るもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、同法第56条第1項に規定する法令、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により行われるもの)の使用料及び手数料の	2 前項の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定の適用に係るもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、同法第56条第1項に規定する法令、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により行われるもの)の使用料及び手数料の

改正後	改正前
額については、同項中「算定方法等により算定した額」とあるのは、「算定方法等により算定した額の倍額」とする。	額については、同項中「算定方法等により算定した額」とあるのは、「算定方法等により算定した額の倍額」とする。
3 前2項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及び社会保険団体との特別の契約によるものの使用料及び手数料の額は、当該契約に基づき病院事業管理者が定める額とする。	3 前2項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及び社会保険団体との特別の契約によるものの使用料及び手数料の額は、当該契約に基づき病院事業管理者が定める額とする。
第3条及び第4条 略	第3条及び第4条 略
<u>附 則（平成26年条例第 号抄）</u>	
1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。	

【第2条】盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号</p> <p>目次及び第1条から第15条まで 略 (加入金)</p> <p>第15条の2 給水装置の新設又は増径（給水装置の改造でメーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。）をする者から、次に定める額に<u>100</u>分の<u>108</u>を乗じて得た額の加入金を徴収する。</p> <p>(1) 新設の場合 メーターの口径に応じ次表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>43,000円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>118,000円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>306,000円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>609,000円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>1,047,000円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>2,821,000円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>5,786,000円</td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td>15,970,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 増径の場合 増径前後の各メーターの口径に対応する前号の表の額の差額に相当する額</p> <p>2 加入金は、第5条第1項の規定による承認の際送付する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 既納の加入金は、還付しない。ただし、当該新設又は増径に係る給水装置による給水の開始前に当該給水装置工事の申込み又はその承認が取り消された場合は、この限りでない。</p> <p>4 第11条及び第13条第1項の規定は、加入金について準用する。この場合</p>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	43,000円	20ミリメートル	118,000円	25ミリメートル	200,000円	30ミリメートル	306,000円	40ミリメートル	609,000円	50ミリメートル	1,047,000円	75ミリメートル	2,821,000円	100ミリメートル	5,786,000円	150ミリメートル	15,970,000円	<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号</p> <p>目次及び第1条から第15条まで 略 (加入金)</p> <p>第15条の2 給水装置の新設又は増径（給水装置の改造でメーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。）をする者から、次に定める額に<u>100</u>分の<u>105</u>を乗じて得た額の加入金を徴収する。</p> <p>(1) 新設の場合 メーターの口径に応じ次表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>43,000円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>118,000円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>306,000円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>609,000円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>1,047,000円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>2,821,000円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>5,786,000円</td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td>15,970,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 増径の場合 増径前後の各メーターの口径に対応する前号の表の額の差額に相当する額</p> <p>2 加入金は、第5条第1項の規定による承認の際送付する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 既納の加入金は、還付しない。ただし、当該新設又は増径に係る給水装置による給水の開始前に当該給水装置工事の申込み又はその承認が取り消された場合は、この限りでない。</p> <p>4 第11条及び第13条第1項の規定は、加入金について準用する。この場合</p>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	43,000円	20ミリメートル	118,000円	25ミリメートル	200,000円	30ミリメートル	306,000円	40ミリメートル	609,000円	50ミリメートル	1,047,000円	75ミリメートル	2,821,000円	100ミリメートル	5,786,000円	150ミリメートル	15,970,000円
メーターの口径	金額																																								
13ミリメートル	43,000円																																								
20ミリメートル	118,000円																																								
25ミリメートル	200,000円																																								
30ミリメートル	306,000円																																								
40ミリメートル	609,000円																																								
50ミリメートル	1,047,000円																																								
75ミリメートル	2,821,000円																																								
100ミリメートル	5,786,000円																																								
150ミリメートル	15,970,000円																																								
メーターの口径	金額																																								
13ミリメートル	43,000円																																								
20ミリメートル	118,000円																																								
25ミリメートル	200,000円																																								
30ミリメートル	306,000円																																								
40ミリメートル	609,000円																																								
50ミリメートル	1,047,000円																																								
75ミリメートル	2,821,000円																																								
100ミリメートル	5,786,000円																																								
150ミリメートル	15,970,000円																																								

改正後		改正前																																									
において、第11条第2項中「毎月」とあるのは、「納期ごと」と読み替えるものとする。		において、第11条第2項中「毎月」とあるのは、「納期ごと」と読み替えるものとする。																																									
第16条から第27条まで 略 (料金)		第16条から第27条まで 略 (料金)																																									
第28条 料金は、第1号の基本料金に第2号の従量料金を加算して得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。		第28条 料金は、第1号の基本料金に第2号の従量料金を加算して得た額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。																																									
(1) 基本料金		(1) 基本料金																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額（1月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートルのもの</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートルのもの</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートルのもの</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートルのもの</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートルのもの</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートルのもの</td> <td>12,200円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートルのもの</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートルのもの</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>150ミリメートルのもの</td> <td>85,500円</td> </tr> </tbody> </table>		メーターの口径	金額（1月につき）	13ミリメートルのもの	800円	20ミリメートルのもの	1,400円	25ミリメートルのもの	2,300円	30ミリメートルのもの	3,400円	40ミリメートルのもの	5,600円	50ミリメートルのもの	12,200円	75ミリメートルのもの	24,600円	100ミリメートルのもの	40,600円	150ミリメートルのもの	85,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額（1月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートルのもの</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートルのもの</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートルのもの</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートルのもの</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートルのもの</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートルのもの</td> <td>12,200円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートルのもの</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートルのもの</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>150ミリメートルのもの</td> <td>85,500円</td> </tr> </tbody> </table>		メーターの口径	金額（1月につき）	13ミリメートルのもの	800円	20ミリメートルのもの	1,400円	25ミリメートルのもの	2,300円	30ミリメートルのもの	3,400円	40ミリメートルのもの	5,600円	50ミリメートルのもの	12,200円	75ミリメートルのもの	24,600円	100ミリメートルのもの	40,600円	150ミリメートルのもの	85,500円
メーターの口径	金額（1月につき）																																										
13ミリメートルのもの	800円																																										
20ミリメートルのもの	1,400円																																										
25ミリメートルのもの	2,300円																																										
30ミリメートルのもの	3,400円																																										
40ミリメートルのもの	5,600円																																										
50ミリメートルのもの	12,200円																																										
75ミリメートルのもの	24,600円																																										
100ミリメートルのもの	40,600円																																										
150ミリメートルのもの	85,500円																																										
メーターの口径	金額（1月につき）																																										
13ミリメートルのもの	800円																																										
20ミリメートルのもの	1,400円																																										
25ミリメートルのもの	2,300円																																										
30ミリメートルのもの	3,400円																																										
40ミリメートルのもの	5,600円																																										
50ミリメートルのもの	12,200円																																										
75ミリメートルのもの	24,600円																																										
100ミリメートルのもの	40,600円																																										
150ミリメートルのもの	85,500円																																										
(2) 従量料金		(2) 従量料金																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途等の区分</th> <th>給水量</th> <th>金額（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用 25ミリメートル以下 のもの</td><td>メーターの口径が10立方メートルまでの分</td><td>62円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超え20立方メートルまでの分</td><td>124円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え30立方メートルまでの分</td><td>210円</td> </tr> </tbody> </table>		用途等の区分	給水量	金額（1立方メートルにつき）	一般用 25ミリメートル以下 のもの	メーターの口径が10立方メートルまでの分	62円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	124円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	210円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途等の区分</th> <th>給水量</th> <th>金額（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用 25ミリメートル以下 のもの</td><td>メーターの口径が10立方メートルまでの分</td><td>62円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超え20立方メートルまでの分</td><td>124円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超えて30立方メートルまでの分</td><td>210円</td> </tr> </tbody> </table>		用途等の区分	給水量	金額（1立方メートルにつき）	一般用 25ミリメートル以下 のもの	メーターの口径が10立方メートルまでの分	62円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	124円	20立方メートルを超えて30立方メートルまでの分	210円																				
用途等の区分	給水量	金額（1立方メートルにつき）																																									
一般用 25ミリメートル以下 のもの	メーターの口径が10立方メートルまでの分	62円																																									
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	124円																																									
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	210円																																									
用途等の区分	給水量	金額（1立方メートルにつき）																																									
一般用 25ミリメートル以下 のもの	メーターの口径が10立方メートルまでの分	62円																																									
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	124円																																									
	20立方メートルを超えて30立方メートルまでの分	210円																																									

改正後			改正前		
	立方メートルまでの分			立方メートルまでの分	
	30立方メートルを超える分	272円		30立方メートルを超える分	272円
	メーターの口径が50立方メートルまでの分	252円		メーターの口径が50立方メートルまでの分	252円
	30ミリメートル以上のもの	50立方メートルを超える分		30ミリメートル以上のもの	50立方メートルを超える分
公衆浴場用	一般公衆浴場	—	公衆浴場用	一般公衆浴場	—
	温泉浴場	100立方メートルまでの分		温泉浴場	100立方メートルまでの分
		100立方メートルを超える分			100立方メートルを超える分
	臨時用	—	臨時用	—	470円
		470円			
2	前項第1号の表において「1月」とは、毎月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。ただし、その日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した月にあつては、その使用を開始し、中止し、又は廃止した日をいう。以下同じ。）から翌月の定例日までの期間をいう。		2	前項第1号の表において「1月」とは、毎月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。ただし、その日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した月にあつては、その使用を開始し、中止し、又は廃止した日をいう。以下同じ。）から翌月の定例日までの期間をいう。	
3	第1項第2号の表に規定する用途の認定基準は、管理者が定める。		3	第1項第2号の表に規定する用途の認定基準は、管理者が定める。	
第28条の2 略 (私設消火栓の料金)			第28条の2 略 (私設消火栓の料金)		
第29条 私設消火栓を消防訓練のため使用した場合の料金は、1消火栓につき1回の放水10分間又はその端数ごとに200円として算定した額に <u>100</u> 分の <u>108</u> を乗じて得た額とする			第29条 私設消火栓を消防訓練のため使用した場合の料金は、1消火栓につき1回の放水10分間又はその端数ごとに200円として算定した額に <u>100</u> 分の <u>105</u> を乗じて得た額とする		
第29条の2から第44条まで 略 附 則 略 附 則 (平成26年条例第 号抄)			第29条の2から第44条まで 略 附 則 略		
1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。					
2 第2条の規定による改正後の盛岡市水道事業給水条例第28条の規定にか					

改正後	改正前
<p>かわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、なお従前の例による。</p>	
<p>4 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。</p>	

【第3条】盛岡市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 目次及び第1条から第29条まで 略 <u>附 則（平成26年条例第 号抄）</u>	○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 目次及び第1条から第29条まで 略																				
1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。																					
3 第3条の規定による改正後の盛岡市下水道条例第14条の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る使用料については、なお従前の例による。																					
4 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。																					
別表第1（第14条関係）	別表第1（第14条関係）																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">汚水の種別</th> <th rowspan="2">基本使用料 (1月につき)</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水の排出量</th> <th>金額 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般汚水</td> <td>977円</td> <td>10立方メートルまでの分</td> <td>44円</td> </tr> </tbody> </table>	汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	従量使用料		汚水の排出量	金額 (1立方メートルにつき)	一般汚水	977円	10立方メートルまでの分	44円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">汚水の種別</th> <th rowspan="2">基本使用料 (1月につき)</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水の排出量</th> <th>金額 (1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般汚水</td> <td>950円</td> <td>10立方メートルまでの分</td> <td>43円</td> </tr> </tbody> </table>	汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	従量使用料		汚水の排出量	金額 (1立方メートルにつき)	一般汚水	950円	10立方メートルまでの分	43円
汚水の種別			基本使用料 (1月につき)	従量使用料																	
	汚水の排出量	金額 (1立方メートルにつき)																			
一般汚水	977円	10立方メートルまでの分	44円																		
汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	従量使用料																			
		汚水の排出量	金額 (1立方メートルにつき)																		
一般汚水	950円	10立方メートルまでの分	43円																		

## 改正後

## 改正前

	10立方メートルを超える分	<u>99円</u>
	20立方メートルを超える分	<u>139円</u>
	30立方メートルを超える分	<u>192円</u>
	50立方メートルを超える分	<u>252円</u>
公衆浴場汚水	<u>977円</u>	— 22円
臨時汚水	—	— <u>297円</u>

## 備考

- 1 水道水と水道水以外の水とを併用した場合の当該水の使用に係る汚水の従量使用料は、当該水を水道水と水道水以外の水とに区分したそれぞれの水の使用に係る汚水の排出量に応じて算定した額の合計額とする。
- 2 汚水の種別の認定は、管理者の定めるところによる。

別表第2 略

	10立方メートルを超える分	<u>96円</u>
	20立方メートルを超える分	<u>135円</u>
	30立方メートルを超える分	<u>186円</u>
	50立方メートルを超える分	<u>245円</u>
公衆浴場汚水	<u>950円</u>	— 22円
臨時汚水	—	— <u>288円</u>

## 備考

- 1 水道水と水道水以外の水とを併用した場合の当該水の使用に係る汚水の従量使用料は、当該水を水道水と水道水以外の水とに区分したそれぞれの水の使用に係る汚水の排出量に応じて算定した額の合計額とする。
- 2 汚水の種別の認定は、管理者の定めるところによる。

別表第2 略

【第4条】盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 略 目次及び第1条から第54条まで 略 (卸売予定数量等の報告) 第55条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。 (1) セり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。） (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。） (3) 第42条第1項第1号ア及びウ、第2号並びに第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品 (4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。 (1) セり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。） (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。） (3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p>	<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 略 目次及び第1条から第54条まで 略 (卸売予定数量等の報告) 第55条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。 (1) セり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。） (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。） (3) 第42条第1項第1号ア及びウ、第2号並びに第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品 (4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。 (1) セり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。） (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。） (3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p>

改正後	改正前
(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当 日卸売した物品	(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当 日卸売した物品
3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売 した物品の市況並びに卸売した物品の数量及び卸売金額（せり売若し くは入札又は相対取引に係る金額に当該金額の <u>100分の8</u> に相当する金額 を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。	3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売 した物品の市況並びに卸売した物品の数量及び卸売金額（せり売若し くは入札又は相対取引に係る金額に当該金額の <u>100分の5</u> に相当する金額 を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。
第56条及び第57条 略  (仕切り及び送金)	第56条及び第57条 略  (仕切り及び送金)
第58条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その 卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と の特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売した物品の 品目、等級、数量及び価格、当該数量に当該価格を乗じて得た金額の合計 額並びに当該合計額の <u>100分の8</u> に相当する金額（当該委託者の責めに帰す べき理由により第63条ただし書の規定による卸売代金の変更をしたとき は、当該変更に係る物品の品目、等級、数量及び価格、当該数量に当該価 格を乗じて得た金額の合計額並びに当該合計額の <u>100分の8</u> に相当する金 額），控除すべき第59条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に係る費 用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費 税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明 記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。	第58条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その 卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と の特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売した物品の 品目、等級、数量及び価格、当該数量に当該価格を乗じて得た金額の合計 額並びに当該合計額の <u>100分の5</u> に相当する金額（当該委託者の責めに帰す べき理由により第63条ただし書の規定による卸売代金の変更をしたとき は、当該変更に係る物品の品目、等級、数量及び価格、当該数量に当該価 格を乗じて得た金額の合計額並びに当該合計額の <u>100分の5</u> に相当する金 額），控除すべき第59条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に係る費 用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費 税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明 記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。
2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載 しなければならない。	2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載 しなければならない。
第58条の2から第61条まで 略  (買受代金の即時支払義務)	第58条の2から第61条まで 略  (買受代金の即時支払義務)
第62条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡し を受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶 予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買い 受けた物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の <u>100分の8</u> に相当す	第62条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡し を受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶 予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買い 受けた物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の <u>100分の5</u> に相当す

改正後	改正前
る額を加えた額とする。) を支払わなければならない。	る額を加えた額とする。) を支払わなければならない。
2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金ができるだけ早期に支払うよう努めなければならない。	2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金ができるだけ早期に支払うよう努めなければならない。
3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。 (1) 卸売業者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法	3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。 (1) 卸売業者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法
4 市長は、第73条第1項の規定に基づく報告、提出又は検査の結果、前項の書面の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。 (1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。 第63条から第70条まで 略 (使用料等)	4 市長は、第73条第1項の規定に基づく報告、提出又は検査の結果、前項の書面の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。 (1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。 第63条から第70条まで 略 (使用料等)
第71条 市場の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4に定めるところにより算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。	第71条 市場の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4に定めるところにより算定した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。
2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用は、当該使用者の負担とする。	2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用は、当該使用者の負担とする。
3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。	3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。
4 市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、別に使用	4 市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、別に使用

改正後	改正前
料を定めることができる。	料を定めることができる。
5 月割による使用料については、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。	5 月割による使用料については、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。
第72条から第83条まで 略	第72条から第83条まで 略
<u>附 則（平成26年条例第 1号抄）</u>	
1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。	
別表第1から別表第4まで 略	別表第1から別表第4まで 略

【第5条】盛岡市夜間急患診療所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市夜間急患診療所条例 昭和51年9月28日条例第40号	○盛岡市夜間急患診療所条例 昭和51年9月28日条例第40号
第1条から第4条まで 略 (使用料及び手数料) 第5条 急患診療所の使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。 (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税(以下「消費税等」という。)が課されるもの 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。)に定めのあるものについて算定方法により算定した額と、算定方法に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として規則で定めるところにより算定した額との合算額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (2) 消費税等が課されないもの 算定方法に定めのあるものについて算定方法により算定した額と、算定方法に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として規則で定めるところにより算定した額との合算額 2 前項の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定の適用に係るもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、同法第56条第1項に規定する法令、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により行われるものを除く。)の使用料及び手数料の額については、同項中「算定方法により算定した額」とあるのは、「算定方法により算定した額の倍額」とする。	第1条から第4条まで 略 (使用料及び手数料) 第5条 急患診療所の使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。 (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税(以下「消費税等」という。)が課されるもの 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。)に定めのあるものについて算定方法により算定した額と、算定方法に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として規則で定めるところにより算定した額との合算額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (2) 消費税等が課されないもの 算定方法に定めのあるものについて算定方法により算定した額と、算定方法に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として規則で定めるところにより算定した額との合算額 2 前項の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定の適用に係るもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、同法第56条第1項に規定する法令、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により行われるものを除く。)の使用料及び手数料の額については、同項中「算定方法により算定した額」とあるのは、「算定方法により算定した額の倍額」とする。

改正後	改正前
<p>第6条及び第7条 略 附 則（平成26年条例第 号抄） 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>第6条及び第7条 略</p>

【第6条】盛岡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市農業集落排水施設条例 平成2年6月25日条例第23号	○盛岡市農業集落排水施設条例 平成2年6月25日条例第23号
第1条から第10条まで 略 (使用料) 第11条 使用者から使用料を徴収する。 2 使用料の月額は、次に定めるところにより算定した額とする。この場合において、事業所、学校その他一般家庭以外のもの（以下「事業所等」という。）に係る使用料の月額の算定に当たっては、第1号中「1世帯」とあるのは「1事業所等」と、第2号中「世帯員」とあるのは「換算世帯員（従業員その他一般家庭の世帯員に対応する者をいう。）」とする。 (1) 基本額 1世帯 <u>1,440円</u> (2) 加算額 世帯員1人につき <u>426円</u> 3 前項に規定する換算世帯員の数は、規則で定める。 4 世帯員の数及び第2項に規定する換算世帯員の数は、毎月の初日を基準として算定する。ただし、これ以外の日に使用を開始する場合は、前条第1項の規定による届出があった時を基準として算定する。 5 月の中途中において農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16日未満のときは無料とし、16日以上のときは1月分として算定する。 6 農業集落排水施設の使用を休止し、又は廃止した場合において、前条第1項の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。 7 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。 第12条から第18条まで 略 <u>附 則（平成26年条例第 号抄）</u> 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。	第1条から第10条まで 略 (使用料) 第11条 使用者から使用料を徴収する。 2 使用料の月額は、次に定めるところにより算定した額とする。この場合において、事業所、学校その他一般家庭以外のもの（以下「事業所等」という。）に係る使用料の月額の算定に当たっては、第1号中「1世帯」とあるのは「1事業所等」と、第2号中「世帯員」とあるのは「換算世帯員（従業員その他一般家庭の世帯員に対応する者をいう。）」とする。 (1) 基本額 1世帯 <u>1,400円</u> (2) 加算額 世帯員1人につき <u>414円</u> 3 前項に規定する換算世帯員の数は、規則で定める。 4 世帯員の数及び第2項に規定する換算世帯員の数は、毎月の初日を基準として算定する。ただし、これ以外の日に使用を開始する場合は、前条第1項の規定による届出があった時を基準として算定する。 5 月の中途中において農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16日未満のときは無料とし、16日以上のときは1月分として算定する。 6 農業集落排水施設の使用を休止し、又は廃止した場合において、前条第1項の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。 7 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。 第12条から第18条まで 略

【第7条】盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
○盛岡市公設浄化槽条例 平成19年12月25日条例第71号	○盛岡市公設浄化槽条例 平成19年12月25日条例第71号																
第1条から第12条まで 略 (使用料) 第13条 使用者から使用料を徴収する。 2 5人槽から10人槽までの公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用料の月額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額とする。	第1条から第12条まで 略 (使用料) 第13条 使用者から使用料を徴収する。 2 5人槽から10人槽までの公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用料の月額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額とする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">使用料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5人槽</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>3,909円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6人槽から7人槽まで</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>4,423円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">8人槽から10人槽まで</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>5,040円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額	5人槽	<u>3,909円</u>	6人槽から7人槽まで	<u>4,423円</u>	8人槽から10人槽まで	<u>5,040円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">使用料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5人槽</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>3,800円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6人槽から7人槽まで</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>4,300円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">8人槽から10人槽まで</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>4,900円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額	5人槽	<u>3,800円</u>	6人槽から7人槽まで	<u>4,300円</u>	8人槽から10人槽まで	<u>4,900円</u>
区分	使用料の額																
5人槽	<u>3,909円</u>																
6人槽から7人槽まで	<u>4,423円</u>																
8人槽から10人槽まで	<u>5,040円</u>																
区分	使用料の額																
5人槽	<u>3,800円</u>																
6人槽から7人槽まで	<u>4,300円</u>																
8人槽から10人槽まで	<u>4,900円</u>																
3 11人槽以上の公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用料の月額は、公設浄化槽の規模に応じて市長が定める額とする。 4 月の中途において公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又はその使用を再開した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16日未満のときは無料とし、16日以上のときは1月分として算定する。 5 公設浄化槽の使用を休止し、又は廃止した場合において、第11条第1項の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。 6 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。 第14条から第24条まで 略 <u>附 則（平成26年条例第 号抄）</u> 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。	3 11人槽以上の公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用料の月額は、公設浄化槽の規模に応じて市長が定める額とする。 4 月の中途において公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又はその使用を再開した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16日未満のときは無料とし、16日以上のときは1月分として算定する。 5 公設浄化槽の使用を休止し、又は廃止した場合において、第11条第1項の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。 6 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。 第14条から第24条まで 略																

議案第 19 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正により消費税率及び地方消費税の税率が引き上げられること並びに物件費等の見直しを行うことに伴い特定建築物計画認定申請手数料、集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料及び低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額を改定するほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

次に掲げる手数料の額を改める。

- (1) 特定建築物計画認定申請手数料
- (2) 集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料
- (3) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

3 施行期日

平成26年 4月 1日

4 その他

2の改正に伴い、次に掲げる手数料の額が改定される。

- (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
- (2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- (3) 集約都市開発事業計画の変更に係る建築基準関係規定適合性審査手数料
- (4) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号</p> <p>第1条から第9条まで 略 <u>附 則（平成26年条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市手数料条例別表65の11の項から65の15の項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第3項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申出に係る審査（建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかの構造計算を要するものに限る。以下同じ。）の手数料について適用し、施行日前にされた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第3項に規定する申出に係る審査の手数料については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の盛岡市手数料条例別表65の16の項及び65の17の項の規定は、施行日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定の申請に対する審査（同法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査（建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかの構造計算を要するものに限る。）を含む。以下同じ。）の手数料について適用し、施行日前にされた都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項</p>	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号</p> <p>第1条から第9条まで 略</p>

## 改正後

又は第55条第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料について  
は、なお従前の例による。

別表（第2条、第4条関係）

手数料を徴収する事務	名称	金額
1から65の10まで	略	略
65の11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第4項の規定に基づく申出があったもので、建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかの構造計算を要するものに限る。）	特定建築物計画認定申請手数料	申請に係る特定建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。65の12の項において同じ。）に適合するかどうかの構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積（構造計算が行われた部分に限る。以下この項において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

## 改正前

別表（第2条、第4条関係）

手数料を徴収する事務	名称	金額
1から65の10まで	略	略
65の11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第4項の規定に基づく申出があったもので、建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかの構造計算を要するものに限る。）	特定建築物計画認定申請手数料	申請に係る特定建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。65の12の項において同じ。）に適合するかどうかの構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積（構造計算が行われた部分に限る。以下この項において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

改正後	改正前
<p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合 <u>20万2,000円</u> (再計算(建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(当該構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。)をいう。以下の項において同じ。)による場合にあっては、<u>14万7,000円</u>)</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合 <u>26万6,000円</u> (再計算による場合にあっては、<u>18万円</u>)</p> <p>(3) 申請又は通知に</p>	<p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合 <u>19万7,000円</u> (再計算(建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(当該構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。)をいう。以下の項において同じ。)による場合にあっては、<u>14万4,000円</u>)</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合 <u>25万9,000円</u> (再計算による場合にあっては、<u>17万5,000円</u>)</p> <p>(3) 申請又は通知に</p>

## 改正後

## 改正前

		<p>係る床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え1万平方メートル以下の場合 <u>30万 2,000円</u> (再計算による場合にあっては, <u>19 万 6,000円</u>)</p> <p>(4) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 1万平方メートルを 超え5万平方メートル以下の場合 <u>39万 8,000円</u> (再計算による場合にあっては, <u>24 万 5,000円</u>)</p> <p>(5) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 5万平方メートルを 超える場合 <u>72万円</u> (再計算による場合にあっては, <u>40万 3,000円</u>)</p>		<p>係る床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え1万平方メートル以下の場合 <u>29万 5,000円</u> (再計算による場合にあっては, <u>19 万 2,000円</u>)</p> <p>(4) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 1万平方メートルを 超え5万平方メートル以下の場合 <u>38万 8,000円</u> (再計算による場合にあっては, <u>23 万 8,000円</u>)</p> <p>(5) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 5万平方メートルを 超える場合 <u>70万 1,000円</u> (再計算による場合にあっては, <u>39万 4,000円</u>)</p>
65の12及び65の13	略	略	65の12及び65の13	略
65の14 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第3項の規定に	集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手額	次に掲げる部分の区分に応じ, それぞれ次に定める	集約都市開發事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手額	次に掲げる部分の区分に応じ, それぞれ次に定める

改正後	改正前
<p>基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p> <p>げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イ)の政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び65の15の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(構造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分に</p>	<p>基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p> <p>げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イ)の政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び65の15の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(構造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分に</p>

## 改正後

## 改正前

応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)  
 ア 1,000平方メートル以内のもの 20万2,000円（再計算（建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの（構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。）をいう。以下この項において同じ。）による場合にあっては、14万7,000円）  
 イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
26万6,000円（再計算による場合にあっては、18万円）  
 ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの

応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)  
 ア 1,000平方メートル以内のもの 197,000円（再計算（建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの（構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。）をいう。以下この項において同じ。）による場合にあっては、144,000円）  
 イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
259,000円（再計算による場合にあっては、175,000円）  
 ウ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

改正後			改正前		
		<p><u>30万 2,000円 (再計算による場合にあっては、19万 6,000円)</u>  <u>エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの</u>  <u>39万 8,000円 (再計算による場合にあっては、24万 5,000円)</u>  <u>オ 5万平方メートルを超えるもの</u>  <u>72万円 (再計算による場合にあっては、40万 3,000円)</u></p> <p>(2) 建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の15の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。)に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p><u>295,000円 (再計算による場合にあっては、192,000円)</u>  <u>エ 10,000平方メートルを超える50,000平方メートル以内のもの</u>  <u>388,000円 (再計算による場合にあっては、238,000円)</u>  <u>オ 50,000平方メートルを超えるもの</u>  <u>701,000円 (再計算による場合にあっては、394,000円)</u></p> <p>(2) 建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の15の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。)に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の15	略	略	65の15	略	略
65の16 都市の低炭素化の促進に関する規定	低炭素建築物新築等認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額(都市の低炭素化の促進に関する規定)	65の16 都市の低炭素化の促進に関する規定	低炭素建築物新築等認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額(都市の低炭素化の促進に関する規定)

改正後	改正前
<p>る法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下のこの項及び65の17の項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下のこの項及び65の17の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下のこの項及び65の17の項において「住</p>	<p>る法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下のこの項及び65の17の項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下のこの項及び65の17の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下のこの項及び65の17の項において「住</p>

改正後	改正前
<p>宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸        (ア) 床面積の合計        が200平方メートル        以内のもの  <u>3万 5,000円</u> (市長        が別に定める者が        あらかじめ都市の        低炭素化の促進に        関する法律第54条        第1項各号に掲げ        る基準に適合して        いることを証明す        る書類(以下この項        において「適合証」        という。)の提出が        ある場合にあって        は、5,000円)        (イ) 床面積の合計        が200平方メートル        を超え400平方メー        トル以内のもの  <u>7万円</u> (適合証        の提出がある場合        にあっては、<u>1万        円</u>)        (ウ) 床面積の合計        が400平方メートル     </p>	<p>宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸        (ア) 床面積の合計        が200平方メートル        以内のもの  <u>35,000円</u> (市長        が別に定める者が        あらかじめ都市の        低炭素化の促進に        関する法律第54条        第1項各号に掲げ        る基準に適合して        いることを証明す        る書類(以下この項        において「適合証」        という。)の提出が        ある場合にあって        は、5,000円)        (イ) 床面積の合計        が200平方メートル        を超え400平方メー        トル以内のもの  <u>69,000円</u> (適合証        の提出がある場合        にあっては、<u>10,000        円</u>)        (ウ) 床面積の合計        が400平方メートル     </p>

## 改正後

## 改正前

を超える800平方メートル以内のもの  
9万7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万6,000円)

(エ) 床面積の合計が800平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの  
13万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円)

(オ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超える4,000平方メートル以内のもの  
19万5,000円

(適合証の提出がある場合にあっては、4万5,000円)

(カ) 床面積の合計が4,000平方メートルを超える8,000平方メートル以内のもの  
27万8,000円

(適合証の提出が

を超える800平方メートル以内のもの  
97,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)

(エ) 床面積の合計が800平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの  
136,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、27,000円)

(オ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超える4,000平方メートル以内のもの  
194,000円

(適合証の提出がある場合にあっては、45,000円)

(カ) 床面積の合計が4,000平方メートルを超える8,000平方メートル以内のもの  
278,000円

(適合証の提出が

改正後		改正前		
	<p>ある場合にあっては、<u>8万円</u>）</p> <p>(キ) 床面積の合計が8,000平方メートルを超える<u>1万6,000平方メートル</u>以内のもの <u>37万6,000円</u>（適合証の提出がある場合にあっては、<u>12万6,000円</u>）</p> <p>(ク) 床面積の合計が<u>1万6,000平方メートル</u>を超える<u>2万4,000平方メートル</u>以内のもの <u>49万3,000円</u>（適合証の提出がある場合にあっては、<u>15万8,000円</u>）</p> <p>(ケ) 床面積の合計が<u>2万4,000平方メートル</u>を超えるもの <u>57万9,000円</u>（適合証の提出がある場合にあっては、<u>16万9,000円</u>）</p> <p>イ 共同住宅等の建築</p>			<p>ある場合にあっては、<u>80,000円</u>）</p> <p>(キ) 床面積の合計が8,000平方メートルを超える<u>16,000平方メートル</u>以内のもの <u>376,000円</u>（適合証の提出がある場合にあっては、<u>126,000円</u>）</p> <p>(ク) 床面積の合計が<u>16,000平方メートル</u>を超える<u>24,000平方メートル</u>以内のもの <u>492,000円</u>（適合証の提出がある場合にあっては、<u>158,000円</u>）</p> <p>(ケ) 床面積の合計が<u>24,000平方メートル</u>を超えるもの <u>578,000円</u>（適合証の提出がある場合にあっては、<u>169,000円</u>）</p> <p>イ 共同住宅等の建築</p>

## 改正後

## 改正前

物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)  
 (1)ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)の床面積((1)イ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額  
 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの  
10万 9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、  
1万円)  
 (イ) 床面積の合計

物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)  
 (1)ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)の床面積((1)イ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額  
 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの  
109,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、  
10,000円)  
 (イ) 床面積の合計

改正後		改正前		
	<p>が300平方メートル を超える2,000平方メートル以内のもの <u>17万9,000円</u>（適合証の提出がある場合にあっては、<u>2万7,000円</u>）</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの <u>27万7,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>8万円</u>）</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メートルを超える<u>1万平方メートル</u>以内のもの <u>35万6,000円</u>（適合証の提出がある場合にあっては、<u>12万6,000円</u>）</p> <p>(オ) 床面積の合計 が<u>1万平方メートル</u>を超える<u>2万5,000平方メートル</u>以内のもの</p>			<p>が300平方メートル を超える2,000平方メートル以内のもの <u>178,000円</u>（適合証の提出がある場合にあっては、<u>27,000円</u>）</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの <u>277,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>80,000円</u>）</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メートルを超える<u>10,000平方メートル</u>以内のもの <u>355,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>126,000円</u>）</p> <p>(オ) 床面積の合計 が<u>10,000平方メートル</u>を超える<u>25,000平方メートル</u>以内のもの</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;"><u>42万 5,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、 <u>15万 8,000円</u>)</p> <p>(カ) 床面積の合計が<u>2万 5,000平方メートル</u>を超えるもの <u>49万 5,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>19万 8,000円</u>)</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>23万 9,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>1万円</u>)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>38万円</u> (適合証の提出がある場</p>	<p style="text-align: right;"><u>424, 000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、 <u>158, 000円</u>)</p> <p>(カ) 床面積の合計が<u>25, 000平方メートル</u>を超えるもの <u>494, 000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>198, 000円</u>)</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>238, 000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>10, 000円</u>)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>379, 000円</u> (適合証の提出がある場</p>

改正後	改正前
<p>合にあっては、 <u>2万 7,000円</u>)</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの <u>54万円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、 <u>8万円</u>)</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メートルを超える<u>1万平方メートル</u>以内のもの <u>66万 2,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>12万 6,000円</u>)</p> <p>(オ) 床面積の合計 が<u>1万平方メートル</u>を超える<u>2万5,000平方メートル</u>以内のもの <u>78万円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>15万 8,000円</u>)</p> <p>(カ) 床面積の合計</p>	<p>合にあっては、 <u>27,000円</u>)</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの <u>539,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、 <u>80,000円</u>)</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メートルを超える<u>10,000平方メートル</u>以内のもの <u>661,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>126,000円</u>)</p> <p>(オ) 床面積の合計 が<u>10,000平方メートル</u>を超える<u>25,000平方メートル</u>以内のもの <u>778,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>158,000円</u>)</p> <p>(カ) 床面積の合計</p>

改正後	改正前
<p>が<u>2万 5,000平方メートル</u>を超えるもの <u>89万円</u>            (適合証の提出がある場合にあっては、<u>19万 8,000円</u>)</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>10万 9,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>1万円</u>)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>17万 9,000円</u> (適合証の提出がある)</p>	<p>が<u>25,000平方メートル</u>を超えるもの <u>888,000円</u>            (適合証の提出がある場合にあっては、<u>198,000円</u>)</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>109,000円</u> (適合証の提出がある場合にあっては、<u>10,000円</u>)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>178,000円</u> (適合証の提出がある)</p>

改正後		改正前		
		<p>場合にあっては、 <u>2万 7,000円)</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メート ルを超える5,000平方 メートル以内のもの の <u>27万 7,000円</u></p> <p>(適合証の提出が ある場合にあって は、<u>8万円)</u></p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メート ルを超える<u>1万平方 メートル</u>以内の もの <u>35万 6,000</u> 円(適合証の提出が ある場合にあって は、<u>12万 6,000円)</u></p> <p>(オ) 床面積の合計 が<u>1万平方メート ル</u>を超える<u>2万 5,000平方メートル</u> 以内のもの <u>42万 5,000円</u> (適 合証の提出がある 場合にあっては、 <u>15万 8,000円)</u></p> <p>(カ) 床面積の合計</p>		<p>場合にあっては、 <u>27,000円)</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メート ルを超える5,000平方 メートル以内のもの の <u>277,000円</u></p> <p>(適合証の提出が ある場合にあって は、<u>80,000円)</u></p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メート ルを超える<u>10,000平 方メートル</u>以内の もの <u>355,000</u> 円(適合証の提出が ある場合にあって は、<u>126,000円)</u></p> <p>(オ) 床面積の合計 が<u>10,000平方メー トル</u>を超える<u>25,000 平方メートル</u> 以内のもの <u>424,000円</u> (適 合証の提出がある 場合にあっては、 <u>158,000円)</u></p> <p>(カ) 床面積の合計</p>

改正後		改正前		
		<p>が<u>2万5,000</u>平方 メートルを超える もの <u>49万5,000</u> 円(適合証の提出が ある場合にあって は, <u>19万8,000</u>円)</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建 築物の建築物全体(認 定申請が住戸及び建 築物全体に係るもの を含む。) (1)ア (ア)から(ケ)まで及 び(1)イ(ア)から (カ)までに定める額 を合算した額に, (1) ウ(ア)から(カ)まで (住宅・非住宅複合建 築物の住戸及び共用 部分を除いた部分が 専ら工場, 畜舎, 自動 車車庫, 自転車駐車 場, 倉庫, 卸売市場そ の他これらに類する 用途に供する部分と して市長が認める部 分(以下この項及び65 の17の項において「工 場等専用部分」とい</p>		<p>が<u>25,000</u>平方メー トルを超える もの <u>494,000</u> 円(適合証の提出が ある場合にあって は, <u>198,000</u>円)</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建 築物の建築物全体(認 定申請が住戸及び建 築物全体に係るもの を含む。) (1)ア (ア)から(ケ)まで及 び(1)イ(ア)から (カ)までに定める額 を合算した額に, (1) ウ(ア)から(カ)まで (住宅・非住宅複合建 築物の住戸及び共用 部分を除いた部分が 専ら工場, 畜舎, 自動 車車庫, 自転車駐車 場, 倉庫, 卸売市場そ の他これらに類する 用途に供する部分と して市長が認める部 分(以下この項及び65 の17の項において「工 場等専用部分」とい</p>

改正後		改正前		
	<p>う。) である場合にあっては、(1)エ(ア)から(カ)までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)エ(ア)から(カ)まで)に定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画</p>			<p>う。) である場合にあっては、(1)エ(ア)から(カ)までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)エ(ア)から(カ)まで)に定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画</p>

改正後		改正前		
		<p>が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(構造計算が行われた部分に限る。以下この項において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加</p>		<p>が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(構造計算が行われた部分に限る。以下この項において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加</p>

改正後		改正前		
		<p>算した額)</p> <p>(ア) 1,000平方メートル以内のもの  <u>20万 2,000円</u> (再計算 (建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの (構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。) をいう。以下この項において同じ。) による場合にあっては、  <u>14万 7,000円</u>)</p> <p>(イ) 1,000平方メートルを超えるもの  <u>26万 6,000円</u> (再計算による場合にあっては、  <u>18万円</u>)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル</p>		<p>算した額)</p> <p>(ア) 1,000平方メートル以内のもの  <u>197,000円</u> (再計算 (建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの (構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。) をいう。以下この項において同じ。) による場合にあっては、  <u>144,000円</u>)</p> <p>(イ) 1,000平方メートルを超えるもの  <u>259,000円</u> (再計算による場合にあっては、  <u>175,000円</u>)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル</p>

改正後	改正前
<p>トルを超えるもの 方メートル以内のもの 30万円 (再計算による場合にあっては、19万6,000円)</p> <p>(エ) 1万平方メートルを超える5万平方メートル以内のもの 39万8,000円 (再計算による場合にあっては、24万5,000円)</p> <p>(オ) 5万平方メートルを超えるものの 72万円 (再計算による場合にあっては、40万3,000円)</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の17の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項</p>	<p>トルを超える1万平 方メートル以内 のもの 30万 2,000円 (再計算に よる場合にあって は、19万6,000円)</p> <p>(エ) 1万平方メー トルを超える 5万平方メートル 以内のもの 39万8,000円 (再 計算による場合に あっては、24万 5,000円)</p> <p>(オ) 5万平方メー トルを超えるも の 72万円 (再 計算による場合に あっては、40万 3,000円)</p> <p>イ 建築設備(建築基準 法第87条の2の建築 設備をいう。65の17 の項において同じ。) 及び工作物(同法第88 条第1項及び第2項 の政令で指定するも のをいう。65の17の項</p>

改正後			改正前		
		において同じ。)に係 る部分 9の項又は 9の2の項の右欄に 定める額			において同じ。)に係 る部分 9の項又は 9の2の項の右欄に 定める額
65の17から75まで	略	略	65の17から75まで	略	略

## 議案第 20 号

## 盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正により消費税率及び地方消費税の税率が引き上げられること並びに物件費等の見直しを行うことに伴い飲用水検査に係る手数料の額を改定するとともに、病院、診療所及び助産所の検査に区分を設け、当該区分に係る手数料を定めようとするものである。

## 2 改正の内容

- (1) 飲用水検査に係る手数料の額を次のとおり改める。

区分		改正前	改正後
化学検査	簡易検査	1 件につき 5,010円	1 件につき 5,130円
	一般検査	1 件につき 22,710円	1 件につき 23,270円
細菌検査		1 件につき 3,270円	1 件につき 3,340円

- (2) 病院、診療所及び助産所の検査に区分を設け、その手数料の額を次のとおり定める。

区分	改正前	改正後
病院検査手数料	43,000円	(1) 実地検査を行う場合 43,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 14,000円
診療所検査手数料	22,000円	(1) 実地検査を行う場合 22,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 7,000円
助産所検査手数料	16,000円	(1) 実地検査を行う場合 16,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 5,000円

## 3 施行期日

平成26年4月1日

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号</p> <p>第1条から第7条まで 略 <u>附 則（平成26年条例第 号）</u> この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号</p> <p>第1条から第7条まで 略</p>																														
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">飲用水検査</td> <td>化学検査</td> <td>1件につき5,130円</td> </tr> <tr> <td>一般検査</td> <td>1件につき23,270円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">細菌検査</td> <td>1件につき3,340円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飲用水成績書謄本交付</td> <td>1通につき890円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務		金額	飲用水検査	化学検査	1件につき5,130円	一般検査	1件につき23,270円	細菌検査		1件につき3,340円	飲用水成績書謄本交付		1通につき890円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">飲用水検査</td> <td>化学検査</td> <td>1件につき5,010円</td> </tr> <tr> <td>一般検査</td> <td>1件につき22,710円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">細菌検査</td> <td>1件につき3,270円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飲用水成績書謄本交付</td> <td>1通につき890円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務		金額	飲用水検査	化学検査	1件につき5,010円	一般検査	1件につき22,710円	細菌検査		1件につき3,270円	飲用水成績書謄本交付		1通につき890円		
手数料を徴収する事務		金額																													
飲用水検査	化学検査	1件につき5,130円																													
	一般検査	1件につき23,270円																													
細菌検査		1件につき3,340円																													
飲用水成績書謄本交付		1通につき890円																													
手数料を徴収する事務		金額																													
飲用水検査	化学検査	1件につき5,010円																													
	一般検査	1件につき22,710円																													
細菌検査		1件につき3,270円																													
飲用水成績書謄本交付		1通につき890円																													
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から46まで</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>47 医療法第27条の規定に基づく病院の検査</td> <td>病院検査手数料</td> <td>(1) 実地検査を行う場合 43,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 14,000円</td> </tr> <tr> <td>48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査</td> <td>診療所検査手数料</td> <td>(1) 実地検査を行う場合 22,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 7,000円</td> </tr> <tr> <td>49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査</td> <td>助産所検査手数料</td> <td>(1) 実地検査を行う場合 16,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から46まで	略	略	47 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	(1) 実地検査を行う場合 43,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 14,000円	48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	(1) 実地検査を行う場合 22,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 7,000円	49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	(1) 実地検査を行う場合 16,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から46まで</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>47 医療法第27条の規定に基づく病院の検査</td> <td>病院検査手数料</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査</td> <td>診療所検査手数料</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査</td> <td>助産所検査手数料</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から46まで	略	略	47 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	43,000円	48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	22,000円	49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	16,000円
手数料を徴収する事務	名称	金額																													
1から46まで	略	略																													
47 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	(1) 実地検査を行う場合 43,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 14,000円																													
48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	(1) 実地検査を行う場合 22,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 7,000円																													
49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	(1) 実地検査を行う場合 16,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 5,000円																													
手数料を徴収する事務	名称	金額																													
1から46まで	略	略																													
47 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	43,000円																													
48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	22,000円																													
49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	16,000円																													

改正後			改正前		
50から83まで	略	略	50から83まで	略	略

議案第 21 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

福祉医療資金の貸付対象に小学生の保護者を加えようとするものである。

2 改正の内容

(1) 定義規定に小学生を加える。

小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 貸付対象を定める規定に小学生の保護者を加える。

3 施行期日

平成26年4月1日

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号	○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号
第1条 略 (定義)	第1条 略 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第4号及び第6号に該当する者を除く。）をいう。 <u>(2) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第4号から第6号までに該当する者を除く。）をいう。</u> (3) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者（次号に該当する者を除く。）をいう。 (4) 重度心身障害者 次のアからエまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第3号及び第5号に該当する者を除く。）をいう。 <u>(2) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者（次号に該当する者を除く。）をいう。</u> (3) 重度心身障害者 次のアからエまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する

改正後	改正前
障害等級の1級に該当するもの	障害等級の1級に該当するもの
ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの	ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの
エ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者	エ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者
(5) 中度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級又は4級のものに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの（ <u>第1号</u> 、 <u>第3号</u> 、 <u>前号</u> 及び次号に該当する者を除く。）をいう。	(4) 中度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級又は4級のものに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの（ <u>前3号</u> 及び次号に該当する者を除く。）をいう。
(6) ひとり親家庭等の親子等 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）若しくは同法第17条の配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第25条で定めるもの（以下「配偶者のない男子」という。）で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの（ <u>第3号</u> 及び <u>第4号</u> に該当する者を除く。）又はその者に現に扶養されている児童（ <u>第4号</u> に該当する者を除く。）若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童（ <u>第4号</u> に該当する者を除く。）をいう。	(5) ひとり親家庭等の親子等 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）若しくは同法第17条の配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第25条で定めるもの（以下「配偶者のない男子」という。）で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの（ <u>第2号</u> 及び <u>第3号</u> に該当する者を除く。）又はその者に現に扶養されている児童（ <u>第3号</u> に該当する者を除く。）若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童（ <u>第3号</u> に該当する者を除く。）をいう。
(7) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの（ <u>第3号</u> から <u>第5号</u> までに該当する者を除く。）をいう。	(6) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの（ <u>第2号</u> から <u>第4号</u> までに該当する者を除く。）をいう。

## 改正後

(8) 医療費の一部負担金 医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。

(9) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

(10) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。

## 第3条 略

## (貸付対象)

第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、小学生、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、ひとり親家庭等の親子等及び寡婦等（以下「乳幼児等」という。）が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児、小学生、重度心身障害者、中度身体障害者及び第2条第6号に規定する児童を監護しているものに限る。）に対して貸し付けるものとする。

(1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。

(2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金（出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を除く乳幼児等にあっては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をい

## 改正前

(7) 医療費の一部負担金 医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。

(8) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

(9) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。

## 第3条 略

## (貸付対象)

第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児\_\_\_\_\_、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、ひとり親家庭等の親子等及び寡婦等（以下「乳幼児等」という。）が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児\_\_\_\_\_、重度心身障害者、中度身体障害者及び第2条第5号に規定する児童を監護しているものに限る。）に対して貸し付けるものとする。

(1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。

(2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金（出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を除く乳幼児等にあっては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をい

改正後	改正前
う。以下同じ。)に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。	う。以下同じ。)に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。
(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。	(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。
(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。	(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。
第5条から第11条まで 略	第5条から第11条まで 略
<u>附 則(平成26年条例第一号)</u>	
この条例は、平成26年4月1日から施行する。	

議案第 22 号

盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

雇用奨励金の対象工場等の指定に係る手続を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 雇用奨励金の対象工場等の指定について

これまで、盛岡市工場等設置奨励委員会の意見を聴いて指定を行っていたが、市長において条例第6条に規定する要件について審査し、指定を行うこととする（第7条第2項関係）。

(2) 関係条項の改正

(1)の改正に伴う委員会の所掌事項等の関係条項を改正する（第11条及び第15条関係）。

3 施行期日

平成26年4月1日

盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市工場等設置奨励条例 昭和63年7月1日条例第23号 第1条から第6条まで 略 (指定等) 第7条 雇用奨励金の交付を受けようとする者は、規則で定める期間内に、市長に対し雇用奨励金の対象工場等の指定（以下「指定」という。）の申請をしなければならない。 2 市長は、前項の申請があつたときは、 <u>その内容を審査し、当該申請に係る工場等が雇用奨励金の対象工場等として適當と認めたときは、指定を行うものとする。</u> 3 指定を受けた者は、雇用奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定める期間内に、市長に対し雇用奨励金の交付の申請をしなければならない。 第8条から第10条まで 略 (委員会) 第11条 _____この条例の施行に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として盛岡市工場等設置奨励委員会（以下「委員会」という。）を置く。 第12条から第14条まで 略  第15条 委員会の庶務は、商工観光部において処理する。 第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。 (委任)	○盛岡市工場等設置奨励条例 昭和63年7月1日条例第23号 第1条から第6条まで 略 (指定等) 第7条 雇用奨励金の交付を受けようとする者は、規則で定める期間内に、市長に対し雇用奨励金の対象工場等の指定（以下「指定」という。）の申請をしなければならない。 2 市長は、前項の申請があつたときは、 <u>盛岡市工場等設置奨励委員会の意見を聴いて</u> 指定を行うものとする。 3 指定を受けた者は、雇用奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定める期間内に、市長に対し雇用奨励金の交付の申請をしなければならない。 第8条から第10条まで 略 (委員会) 第11条 第7条第2項に規定する事項及びこの条例の施行に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として盛岡市工場等設置奨励委員会（以下「委員会」という。）を置く。 第12条から第14条まで 略 第15条 委員は、自己又は自己が代表者若しくは役員である法人の設置する工場等に関する事件については、 <u>第7条第2項に規定する意見に関する議事に加わることができない。</u> 第16条 委員会の庶務は、商工観光部において処理する。 第17条 第11条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。 (委任)

改正後	改正前
<p>第17条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。</p> <p><u>附 則（平成26年条例第 1号）</u></p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第18条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。</p>

議案第 23 号

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

仁王地区活動センターを設置しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 設置しようとする地区活動センターの名称及び位置

名称	位置
仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4

(2) 有料となる場合の使用料

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

3 施行期日

規則で定める日

4 施設の概要

(1) 敷地面積 3,305m<sup>2</sup>

(2) 建築面積 799.98m<sup>2</sup>

(3) 建物構造 鉄骨平屋建

(4) 設置機能 体育館 403m<sup>2</sup>, 料理実習室40m<sup>2</sup>, 集会室 106m<sup>2</sup>

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																										
○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号	○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号																																																										
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)																																																										
第2条 住民の集会、レクリエーションその他のコミュニティ活動のための施設として、地区活動センターを次表のとおり設置する。	第2条 住民の集会、レクリエーションその他のコミュニティ活動のための施設として、地区活動センターを次表のとおり設置する。																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>青山地区活動センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>仙北地区活動センター</td><td>盛岡市仙北二丁目4番13号</td></tr> <tr><td>厨川地区活動センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>松園地区活動センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>加賀野地区活動センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番55号</td></tr> <tr><td>中野地区活動センター</td><td>盛岡市東安庭字小森57番地1</td></tr> <tr><td>みたけ地区活動センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目10番52号</td></tr> <tr><td>太田地区活動センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>土淵地区活動センター</td><td>盛岡市前潟四丁目4番30号</td></tr> <tr><td>つなぎ地区活動センター</td><td>盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr><td>緑が丘地区活動センター</td><td>盛岡市黒石野二丁目14番1号</td></tr> <tr><td>山岸地区活動センター</td><td>盛岡市山岸四丁目11番13号</td></tr> <tr><td>本宮地区活動センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>仁王地区活動センター</td><td>盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号	仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号	厨川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号	中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1	みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号	太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地	土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号	つなぎ地区活動センター	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1	緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号	山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号	本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>青山地区活動センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>仙北地区活動センター</td><td>盛岡市仙北二丁目4番13号</td></tr> <tr><td>厨川地区活動センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>松園地区活動センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>加賀野地区活動センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番55号</td></tr> <tr><td>中野地区活動センター</td><td>盛岡市東安庭字小森57番地1</td></tr> <tr><td>みたけ地区活動センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目10番52号</td></tr> <tr><td>太田地区活動センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>土淵地区活動センター</td><td>盛岡市前潟四丁目4番30号</td></tr> <tr><td>つなぎ地区活動センター</td><td>盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr><td>緑が丘地区活動センター</td><td>盛岡市黒石野二丁目14番1号</td></tr> <tr><td>山岸地区活動センター</td><td>盛岡市山岸四丁目11番13号</td></tr> <tr><td>本宮地区活動センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号	仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号	厨川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号	中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1	みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号	太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地	土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号	つなぎ地区活動センター	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1	緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号	山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号	本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号
名称	位置																																																										
青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																										
仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号																																																										
厨川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																										
松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																										
加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号																																																										
中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1																																																										
みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号																																																										
太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地																																																										
土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号																																																										
つなぎ地区活動センター	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1																																																										
緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号																																																										
山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号																																																										
本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																										
仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4																																																										
名称	位置																																																										
青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																										
仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号																																																										
厨川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																										
松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																										
加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号																																																										
中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1																																																										
みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号																																																										
太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地																																																										
土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号																																																										
つなぎ地区活動センター	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1																																																										
緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号																																																										
山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号																																																										
本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																										
第3条から第19条まで 略	第3条から第19条まで 略																																																										

改正後							改正前								
附 則（平成26年条例第 号） この条例は、規則で定める日から施行する。							別表（第8条関係）								
区分		午前9時から 正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分		午前9時から 正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
青山地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	青山地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円		料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	ギャラリー	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		ギャラリー	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円		ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
仙北地区活動センター	軽運動室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	仙北地区活動センター	軽運動室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第1料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2料理実習室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第2料理実習室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	工作室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		工作室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	音楽室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		音楽室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第3集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第3集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円





改正後							改正前	
区活動	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	
センタ	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	
一								

備考

1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。

2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額（1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。）の3倍に相当する額を使用料として徴収する。

3 暖房を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。

備考

1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。

2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額（1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。）の3倍に相当する額を使用料として徴収する。

3 暖房を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。

議案第 24 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の改正に伴い、指定共同生活援助の事業の基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

従来の共同生活介護を共同生活援助に一元化するとともに、指定共同生活援助の事業の基準として新たに次に掲げるものを創設する。

- (1) 「サテライト型住居」（サテライト型住居の入居者への支援機能を有する本体住居との密接な連携を前提とし、当該本体住居とは別の場所で運営される入居定員1人の住居）についての基準（第198条及び第201条の6関係）
- (2) 「外部サービス利用型指定共同生活援助」（介護サービスの手配を行い、外部の指定居宅介護事業者に介護の提供を委託する事業）についての基準（第13章第5節関係）

3 施行期日

平成26年4月1日

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第50号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>　第1節 基本方針（第5条）</p> <p>　第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>　第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>　第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p>　第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>　第1節 基本方針（第50条）</p> <p>　第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>　第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>　第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>　第1節 基本方針（第79条）</p> <p>　第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>　第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>　第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p>　第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>　第1節 基本方針（第99条）</p> <p>　第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>　第3節 設備に関する基準（第102条）</p>	<p>○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第50号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>　第1節 基本方針（第5条）</p> <p>　第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>　第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>　第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p>　第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>　第1節 基本方針（第50条）</p> <p>　第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>　第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>　第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>　第1節 基本方針（第79条）</p> <p>　第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>　第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>　第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p>　第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>　第1節 基本方針（第99条）</p> <p>　第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>　第3節 設備に関する基準（第102条）</p>

改正後	改正前
第4節 運営に関する基準（第103条～第110条）	第4節 運営に関する基準（第103条～第110条）
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）	第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）
第6章 重度障害者等包括支援	第6章 重度障害者等包括支援
第1節 基本方針（第113条）	第1節 基本方針（第113条）
第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）	第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）
第3節 設備に関する基準（第116条）	第3節 設備に関する基準（第116条）
第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）	第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）
<u>第7章 削除</u>	<u>第7章 共同生活介護</u>
	<u>第1節 基本方針（第124条）</u>
	<u>第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）</u>
	<u>第3節 設備に関する基準（第127条）</u>
	<u>第4節 運営に関する基準（第128条～第141条）</u>
第8章 自立訓練（機能訓練）	第8章 自立訓練（機能訓練）
第1節 基本方針（第142条）	第1節 基本方針（第142条）
第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）	第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）
第3節 設備に関する基準（第145条）	第3節 設備に関する基準（第145条）
第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）	第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条・第151条）	第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条・第151条）
第9章 自立訓練（生活訓練）	第9章 自立訓練（生活訓練）
第1節 基本方針（第152条）	第1節 基本方針（第152条）
第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）	第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）
第3節 設備に関する基準（第155条）	第3節 設備に関する基準（第155条）
第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）	第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条）	第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条）
第10章 就労移行支援	第10章 就労移行支援
第1節 基本方針（第162条）	第1節 基本方針（第162条）
第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）	第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）
第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）	第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）

改正後	改正前
第4節 運営に関する基準（第168条～第172条）	第4節 運営に関する基準（第168条～第172条）
第11章 就労継続支援A型	第11章 就労継続支援A型
第1節 基本方針（第173条）	第1節 基本方針（第173条）
第2節 人員に関する基準（第174条・第175条）	第2節 人員に関する基準（第174条・第175条）
第3節 設備に関する基準（第176条）	第3節 設備に関する基準（第176条）
第4節 運営に関する基準（第177条～第185条）	第4節 運営に関する基準（第177条～第185条）
第12章 就労継続支援B型	第12章 就労継続支援B型
第1節 基本方針（第186条）	第1節 基本方針（第186条）
第2節 人員に関する基準（第187条）	第2節 人員に関する基準（第187条）
第3節 設備に関する基準（第188条）	第3節 設備に関する基準（第188条）
第4節 運営に関する基準（第189条・第190条）	第4節 運営に関する基準（第189条・第190条）
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条～第194条）	第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条～第194条）
第13章 共同生活援助	第13章 共同生活援助
第1節 基本方針（第195条）	第1節 基本方針（第195条）
第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）	第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）
第3節 設備に関する基準（第198条）	第3節 設備に関する基準（第198条）
第4節 運営に関する基準（第198条の2～第201条）	第4節 運営に関する基準（第199条～第201条）
第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに 人員、設備及び運営に関する基準	
第1款 趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）	
第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）	
第3款 設備に関する基準（第201条の6）	
第4款 運営に関する基準（第201条の7～第201条の12）	
第14章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）	第14章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）
第15章 削除	第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205 条）
第16章 山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに に関する基準（第206条～第210条）	第16章 山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに に関する基準（第206条～第210条）

改正後	改正前
第17章 雜則（第211条）	第17章 雜則（第211条）
附則	附則
第1条から第4条まで 略	第1条から第4条まで 略
第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の <u>肢体不自由者</u> 又は重度の <u>知的障害</u> 若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の <u>肢体不自由者</u> であって 常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中	4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中

改正後	改正前
<p>の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の2並びに第201条の10第2項及び第4項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p>	<p>の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p>
<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。</p> <p>第7条から第79条まで 略 (従業者の員数)</p>	<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。</p> <p>第7条から第79条まで 略 (従業者の員数)</p>

改正後	改正前
<p>第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。), 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>(基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分の平均値</u>をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。</p> <p>(ア) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p> <p>イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p>	<p>第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。), 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>(基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分の平均値</u>をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。</p> <p>(ア) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p> <p>イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p>

改正後	改正前
<p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>3 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>4 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>5 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならぬ。</p> <p>6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第81条から第99条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用</p>	<p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>3 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>4 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>5 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第81条から第99条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用</p>

改正後	改正前
<p>者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>(2) 第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。），<u>第196条第1項</u>に規定する指定共同生活援助事業者又は<u>第201条の4第1項</u>に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「<u>指定自立訓練（生活訓練）事業者等</u>」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数            ア 指定短期入所と同時に<u>第152条</u>に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。），<u>第195条</u>に規定する指定共同生活援助又は<u>第201条の2</u>に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「<u>指定自立訓練（生活訓練）等</u>」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る<u>指定自立訓練（生活訓練）事業所</u>（第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。），<u>指定共同生活援助事業所</u>（第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>	<p>者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>(2) 第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者，<u>第153条第1項</u>に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は<u>第196条第1項</u>に規定する指定共同生活援助事業者 _____ (以下この章において「<u>指定共同生活介護事業者等</u>」という。) である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数            ア 指定短期入所と同時に<u>第124条</u>に規定する指定共同生活介護，<u>第152条</u>に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は<u>第195条</u>に規定する指定共同生活援助 _____ (以下この章において「<u>指定共同生活介護等</u>」という。) を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等 _____ が設置する当該指定に係る<u>指定共同生活介護事業所</u>（第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。），<u>指定自立訓練（生活訓練）事業所</u>（第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は<u>指定共同生活援助事業所</u>（第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）以下この章において同じ。)</p> <p>の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等 _____ の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等 _____ における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>

改正後	改正前
<p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）（ア） 又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、 それぞれ（ア）又は（イ）に定める数            （ア） 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 人以下 1 人以上            （イ） 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 人以上 1 人に当該日 の指定短期入所の利用者の数が 6 人を超えて 6 人又は 6 人に満たない端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</p>	<p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）（ア） 又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、 それぞれ（ア）又は（イ）に定める数            （ア） 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 人以下 1 人以上            （イ） 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 人以上 1 人に当該日 の指定短期入所の利用者の数が 6 人を超えて 6 人又は 6 人に満たない端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</p>
<p>2 法第 5 条第 8 項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に 利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行 う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>（1） 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用 型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所 の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>（2） <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者等</u>である当該施設が、指定短期入 所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指 定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数            ア 指定短期入所と同時に<u>指定自立訓練（生活訓練）等</u>を提供する時間 帯 当該<u>指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>の利用者の数及び空床利 用型事業所の利用者の数の合計数を当該<u>指定自立訓練（生活訓練）事 業所等</u>の利用者の数とみなした場合において、当該<u>指定自立訓練（生 活訓練）事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として 必要とされる数以上</p> <p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）（ア） 又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、 それぞれ（ア）又は（イ）に定める数</p>	<p>2 法第 5 条第 8 項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に 利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行 う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>（1） 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用 型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所 の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>（2） <u>指定共同生活介護事業者等</u>である当該施設が、指定短期入 所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指 定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数            ア 指定短期入所と同時に<u>指定共同生活介護等</u>を提供する時間 帯 当該<u>指定共同生活介護事業所等</u>の利用者の数及び空床利 用型事業所の利用者の数の合計数を当該<u>指定共同生活介護事業所等</u> <u>等</u>の利用者の数とみなした場合において、当該<u>指定共同生活介護 事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として 必要とされる数以上</p> <p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）（ア） 又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、 それぞれ（ア）又は（イ）に定める数</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6人以下 1人以上            (イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7人以上 1人に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6人を超えて 6人又は 6人に満たない端数を増すごとに 1人を加えて得た数以上</p> <p>3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>（1） 指定生活介護事業所 _____, 第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所, 第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所, 第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所, 第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所, 指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）, 第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所, <u>第 201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）</u>（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 指定生活介護 _____, 第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）, 第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）, 第173条に規定する指定就労継続支援A型, 第186条に規定する指定就労継続支援B型, 第195条に規定する指定共同生活援助, <u>第 201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間</u> 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみ</p>	<p>(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6人以下 1人以上            (イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7人以上 1人に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6人を超えて 6人又は 6人に満たない端数を増すごとに 1人を加えて得た数以上</p> <p>3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>（1） 指定生活介護事業所, <u>第 125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所</u>, 第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所, 第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所, 第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所, 第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所, 指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）, 第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所 _____ 又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 指定生活介護, <u>第 124条に規定する指定共同生活介護</u>, 第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）, 第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）, 第173条に規定する指定就労継続支援A型, 第186条に規定する指定就労継続支援B型, 第195条に規定する指定共同生活援助 _____ 又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみ</p>

改正後	改正前
<p>なした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、アに掲げる時間以外の時間（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数</p> <p>（ア） 当該日の利用者の数が6人以下 1人以上</p> <p>（イ） 当該日の利用者の数が7人以上 1人に当該日の利用者の数が6人を超えて6人又は6人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>（2） 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の（ア）又は（イ）に定める数（準用）</p> <p>第101条 第52条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。</p> <p>第3節 設備に関する基準 (設備、備品等)</p> <p>第102条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。</p> <p>2 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>3 空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>4 単独型事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>（1） 居室</p>	<p>なした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、アに掲げる時間以外の時間（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数</p> <p>（ア） 当該日の利用者の数が6人以下 1人以上</p> <p>（イ） 当該日の利用者の数が7人以上 1人に当該日の利用者の数が6人を超えて6人又は6人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>（2） 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の（ア）又は（イ）に定める数（準用）</p> <p>第101条 第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。</p> <p>第3節 設備に関する基準 (設備、備品等)</p> <p>第102条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。</p> <p>2 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>3 空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>4 単独型事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>（1） 居室</p>

改正後	改正前
(2) 食堂 (3) 浴室 (4) 洗面所 (5) 便所 (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備	(2) 食堂 (3) 浴室 (4) 洗面所 (5) 便所 (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備
5 前項第1号から第5号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	5 前項第1号から第5号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 居室 ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。 イ 地階に設けないこと。 ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る床面積を除き8平方メートル以上とすること。 エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	(1) 居室 ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。 イ 地階に設けないこと。 ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る床面積を除き8平方メートル以上とすること。 エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
(2) 食堂 ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。 イ 必要な備品を備えること。	(2) 食堂 ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。 イ 必要な備品を備えること。
(3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。	(3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
(4) 洗面所 ア 居室のある階ごとに設けること。 イ 利用者の特性に応じたものであること。	(4) 洗面所 ア 居室のある階ごとに設けること。 イ 利用者の特性に応じたものであること。
(5) 便所 ア 居室のある階ごとに設けること。 イ 利用者の特性に応じたものであること。	(5) 便所 ア 居室のある階ごとに設けること。 イ 利用者の特性に応じたものであること。
第103条から第108条まで 略 (定員の遵守)	第103条から第108条まで 略 (定員の遵守)
第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数を超える利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その	第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数を超える利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その

改正後	改正前
他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(1) 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員	(1) 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員
(2) 空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（_____第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員	(2) 空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所_____にあっては、共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員
(3) 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員 第110条から第113条まで 略 (従業者の員数)	(3) 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員 第110条から第113条まで 略 (従業者の員数)
第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者_____を除く。第117条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1人以上置かなければならない。 3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の厚生労働大臣が定めるものでなければならない。 4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。 第115条から第118条まで 略	第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第117条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1人以上置かなければならない。 3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の厚生労働大臣が定めるものでなければならない。 4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。 第115条から第118条まで 略

改正後	改正前
(障害福祉サービスの提供に係る基準) 第119条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第52号)又は盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第55号)に規定する基準を満たさなければならない。	(障害福祉サービスの提供に係る基準) 第119条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第52号)又は盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第55号)に規定する基準を満たさなければならない。
2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。	2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。
3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び <u>共同生活援助</u> に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。	3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び <u>共同生活介護</u> に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。
第120条から第123条まで 略 <u>第7章 削除</u> 第124条から第141条まで 削除	第120条から第123条まで 略 <u>第7章 共同生活介護</u> <u>第1節 基本方針</u> 第124条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 <u>第2節 人員に関する基準</u>

改正後	改正前
	<p><u>(従業者の員数)</u></p> <p><u>第125条 指定共同生活介護の事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上</u></p> <p><u>(2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上</u></p> <p>ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。)</p> <p>第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p><u>(3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</u></p> <p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p><u>(管理者)</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>第126条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</u></p> <p><u>2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するためには必要な知識及び経験を有する者でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設備)</u></p> <p><u>第127条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</u></p> <p><u>2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。</u></p> <p><u>3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。</u></p> <p><u>4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めたときは30人）以下とすることができる。</u></p> <p><u>5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</u></p> <p><u>6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</u></p> <p><u>7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供において市長が必要と認めた場合は、2人とすることができます。</u></p>

改正後	改正前
	<p>(2) 一の居室の床面積は、収納設備等に係る床面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p>
	<p><u>第4節 運営に関する基準</u>  <u>(入退居)</u></p>
	<p>第128条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。</p>
	<p>2 指定共同生活介護事業者は、利用の申込みを行った者（以下この節において「利用申込者」という。）の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p>
	<p>3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居のときは、利用者の要望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p>
	<p>4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
	<p><u>(入退居の記録の記載等)</u></p>
	<p>第129条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の日付その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。</p>
	<p>2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告しなければならない。</p>
	<p><u>(利用者負担額等の受領)</u></p>
	<p>第130条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>
	<p>2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定</p>

改正後	改正前
	<p><u>障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>(1) 食材料費</p> <p>(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）</p> <p>(3) 光熱水費</p> <p>(4) 日用品費</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 指定共同生活介護事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し、交付しなければならない。</p> <p>5 指定共同生活介護事業者は、第3項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならぬ。  <u>（利用者負担額に係る管理）</u></p> <p>第131条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活</p>

改正後	改正前
	<p><u>介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（指定共同生活介護の取扱方針）</u></p> <p><u>第132条 指定共同生活介護事業者は、第141条において準用する第60条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たつ</u></p>

## 改正後

## 改正前

ては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
(サービス管理責任者の責務)

第133条 サービス管理責任者は、第141条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第134条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対して利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

改正後	改正前
	<p>第135条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、<u>指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</u></p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て当該利用者に代わって行わなければならぬ。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。  <u>(運営規程)</u></p>
	<p>第136条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>(3) 入居定員</li> <li>(4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</li> <li>(5) 入居に当たっての留意事項</li> <li>(6) 緊急時等における対応方法</li> <li>(7) 非常災害対策</li> <li>(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</li> <li>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(10) その他運営に関する重要事項  <u>(勤務体制の確保等)</u></li> </ul>
	<p>第137条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体</p>

改正後	改正前
	<p><u>制を定めておかなければならない。</u></p>
	<p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。</p>
	<p>3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確實に行うことができる場合は、この限りでない。</p>
	<p>4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>
	<p>5 指定共同生活介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。  <u>(支援体制の確保)</u></p>
	<p>第138条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。</p>
	<p><u>(定員の遵守)</u></p>
	<p>第139条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
	<p><u>(協力医療機関等)</u></p>
	<p>第140条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。</p>
	<p>2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
	<p>(準用)</p> <p>第141条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条及び第94条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第141条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第141条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第141条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第141条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第141条」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>
<p>第142条から第157条まで 略  <u>(利用者負担額に係る管理)</u></p> <p>第157条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p>	<p>第142条から第157条まで 略</p>



改正後	改正前
第91条中「第94条」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と_____	第91条中「第94条」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、 <u>第131条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第144条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。</u>
_____読み替えるものとする。	
第160条から第171条まで 略 (準用)	第160条から第171条まで 略 (準用)
第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、_____第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、 <u>第157条の2</u> 、第146条及び第147条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と_____	第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、 <u>第23条、第24条</u> 、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、 <u>第131条の2</u> 、第146条及び第147条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、 <u>第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項</u>
_____、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項	

改正後	改正前
<p>第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、<u>第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第173条から第184条まで 略 (準用)</p> <p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第94条まで、<u>第146条及び第147条</u>の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第185条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」と、「療</p>	<p>第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、<u>第131条中「支給決定障害者</u>が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において準用する基準省令第144条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」     と読み替えるものとする。</p> <p>第173条から第184条まで 略 (準用)</p> <p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第94条まで、<u>第146条及び第171条</u>の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第185条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」と、「療</p>

改正後	改正前
<p>養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第185条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第185条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第185条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第185条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第186条から第194条まで 略</p>	<p>第186条から第194条まで 略</p>
<p>第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において<u>相談、入浴、排せつ又は食事の介護</u>その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において<u>相談</u>_____その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>（従業者の員数）</p>	<p>（従業者の員数）</p>
<p>第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>（1） 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を<u>6</u>で除して得た数以上</p>	<p>（1） 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を<u>10</u>で除して得た数以上</p>
<p>（2） 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上</p>	<p>ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p>

改正後	改正前
<p>イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数            ア 利用者の数が30人以下 1人以上            イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。  <u>(管理者)</u></p>	
<p>第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。</p> <p>第3節 設備に関する基準  <u>(設備)</u></p>	<p>(2) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数            ア 利用者の数が30人以下 1人以上            イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。  <u>(準用)</u></p> <p>第197条 第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</p>
<p>第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に設置し、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外に設置しなければならない。</p>	<p>第198条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</p>

改正後	改正前
2 指定共同生活援助事業所は、1以上 <u>の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）との密接な連携を確保するとともに、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。</u>	
3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。	
4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めたときは30人）以下とすることができる。	
5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、市長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。	
6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。	
7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。	
8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。 (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供において必要と認められる場合は、2人とすることができます。 (2) 一の居室の床面積は、収納設備等に係る床面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。	
9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。	

改正後	改正前
<p>(1) 入居定員は、1人とすること。</p> <p>(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</p> <p>(3) 居室の床面積は、収納設備等に係る床面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>(入退居)</p> <p>第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療をする者を除く。）に提供するものとする。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、利用の申込みを行った者（以下この節において「利用申込者」という。）の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居のときは、利用者の要望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供するとの密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(入退居の記録の記載等)</p> <p>第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の日付その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告しなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助</p>	

改正後	改正前
<p><u>を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>(1) 食材料費</p> <p>(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）</p> <p>(3) 光熱水費</p> <p>(4) 日用品費</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し、交付しなければならない。</p> <p>5 指定共同生活援助事業者は、第3項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならぬ。</p> <p>（指定共同生活援助の取扱方針）</p>	
第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用	

## 改正後

する第60条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
（サービス管理責任者の責務）

第198条の6 サービス管理責任者は、第 201条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（2）利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

（3）利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

## 改正前

改正後	改正前
<p>(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p><u>(介護及び家事等)</u></p> <p>第199条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならぬ。</p>	<p><u>(家事等)</u></p>
<p>2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による<u>介護又は家事等</u>を受けさせてはならない。</p> <p><u>(社会生活上の便宜の供与等)</u></p> <p>第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</p>	<p>第199条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による_____家事等を受けさせてはならない。</p>
<p>3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p>第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針            (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容            (3) 入居定員            (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の</p>	

改正後	改正前
<p><u>種類及びその額</u></p> <p>(5) <u>入居に当たっての留意事項</u></p> <p>(6) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(7) <u>非常災害対策</u></p> <p>(8) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第200条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。<u>ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(支援体制の確保)</p> <p>第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第200条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならぬ。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならぬ。</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。</p>

改正後	改正前
<p>う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。</p>	
<p>(定員の遵守)</p>	
<p>第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	
<p>(協力医療機関等)</p>	
<p>第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。</p>	
<p>2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	
<p>(準用)</p>	
<p>第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、<u>第94条及び第157条の2</u>の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第199条の3</u>」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「<u>第198条の4第1項</u>」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第198条の4第2項</u>」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「<u>第201条において準用する第60条</u>」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第55条第1項</u>」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第201条において準用する第90条</u>」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「<u>第201条において準用する第75条第2項</u>」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第201条</u>」と、第94条中「前条の協力医療機</p>	<p>(準用)</p> <p>第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、<u>第94条及び第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条までの規定</u>は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第201条において準用する第136条</u>」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第130条第1項</u>」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第201条において準用する第130条第2項</u>」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「<u>第201条において準用する第60条</u>」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第55条第1項</u>」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第201条において準用する第90条</u>」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「<u>第201条において準用する第75条第2項</u>」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第201条</u>」と、第94条中「前条の協力医療機</p>

改正後	改正前
<p>関」とあるのは「<u>第 200条の 4 第 1 項</u> の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と、<u>第 157条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」</u>とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）</u>」と、<u>同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）</u>」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 款 趣旨及び基本方針</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第201条の 2 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第 201条の12において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第 201条の 4 第 1 項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(基本方針)</u></p> <p><u>第201条の 3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス</u></p>	<p>関」とあるのは「<u>第 201条において準用する第 140条第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関</u>」と、「<u>第 130条第 3 項第 2 号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第 132条第 1 項及び第 133条第 1 項中「第 141条」とあるのは「第 201条」と、第 133条第 1 項第 3 号及び第 135条第 1 項中「指定生活介護事業所」とあるのは「<u>指定自立訓練（生活訓練）事業所</u></u>」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p>	
<p><u>第2款 人員に関する基準</u></p>	
<p><u>(従業者の員数)</u></p>	
<p><u>第201条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p>	
<p><u>(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上</u></p>	
<p><u>(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</u></p>	
<p><u>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</u></p>	
<p><u>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</u></p>	
<p><u>2 前項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</u></p>	
<p><u>(準用)</u></p>	
<p><u>第201条の5 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。</u></p>	
<p><u>第3款 設備に関する基準</u></p>	

改正後	改正前
<u>(準用)</u> 第201条の6 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。	
<u>第4款 運営に関する基準</u> <u>(内容及び手続の説明並びに同意)</u>	
第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下この項において「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、第201条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。	
2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定により文書の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 <u>(受託居宅介護サービスの提供)</u>	
第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。	
2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。	

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>(6) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他運営に関する重要事項</p> <p>(受託居宅介護サービス事業者への委託)</p> <p>第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</p> <p>2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならぬ。</p> <p>3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する提供に関する</p>	

改正後	改正前
<u>業務を委託する契約を締結するものとする。</u>	
5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。	
6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 <u>(勤務体制の確保等)</u>	
第201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。	
2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならぬ。	
3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならぬ。	
4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。 <u>(準用)</u>	
第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第	

改正後	改正前
<p>24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 201条の12において準用する第 198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第 201条の12において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第 201条の12において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第 201条の12において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第 201条の12において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第 201条の12」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201条の12において準用する第 200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第 157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第 199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p>	
第202条及び第203条 略	第202条及び第203条 略
第15章 削除	第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例
(従業者の員数に関する特例)	
第204条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活	

改正後	改正前
<p>第206条から第211条まで 略            附 則            (施行期日)            1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第125条第1項第1号及び第3号並びに第196条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除して得た数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数            ア 利用者の数の合計が30人以下 1人以上            イ 利用者の数の合計が31人以上 1人に、利用者の数の合計が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>（設備及び定員の遵守に関する特例）</p> <p>第205条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第127条（第198条において準用する場合を含む。）及び第139条（第201条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。</p> <p>第206条から第211条まで 略            附 則            (施行期日)            1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。），理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(1) アからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第4条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の<u>平均障害支援区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数  イ <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数  ウ <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数</p> <p>（平成18年10月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）</p> <p>3 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日以前から存する指定共同生活援助事業所において、<u>指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業</u>（以下「<u>指定共同生活援助の事業等</u>」という。）を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）が満たすべき設備に関する基準については、<u>第198条第7項及び第8項</u>（これらの規定を<u>第201条の6</u>において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号。以下「<u>旧指定基準</u>」という。）第109</p>	<p>(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。），理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(1) アからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第4条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の<u>平均障害程度区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数  イ <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数  ウ <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数</p> <p>（平成18年10月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日以前から存する指定共同生活援助事業所において、<u>指定共同生活介護の事業等</u>（以下「<u>指定共同生活介護の事業等</u>」とい</p> <p>う。）を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）が満たすべき設備に関する基準については、<u>第127条第6項及び第7項</u>（これらの規定を<u>第198条</u>において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号。以下「<u>旧指定基準</u>」とい</p> <p>う。）第109</p>

改正後	改正前
<p>条第2項及び第3項に定める基準によることができる。  <u>(指定共同生活援助事業所</u>において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p>	<p>条第2項及び第3項に定める基準によることができる。  <u>(指定共同生活介護事業所</u>において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p>
<p>4 第199条第3項の規定は、<u>指定共同生活援助事業所</u>の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、<u>同条第6号</u>に規定する区分5又は<u>同条第7号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、適用しない。</p>	<p>4 第134条第3項の規定は、<u>指定共同生活介護事業所</u>の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第2条第4号に規定する区分4、<u>同条第5号</u>に規定する区分5又は<u>同条第6号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活介護事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、適用しない。</p>
<p>5 第199条第3項の規定は、<u>指定共同生活援助事業所</u>の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、<u>同条第6号</u>に規定する区分5又は<u>同条第7号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、適用しない。</p>	<p>5 第134条第3項の規定は、<u>指定共同生活介護事業所</u>の利用者のうち、区分省令第2条第4号に規定する区分4、<u>同条第5号</u>に規定する区分5又は<u>同条第6号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活介護事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、適用しない。</p>
<p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p>	<p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p>
<p>(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。</p>	<p>(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。</p>
<p>6 前2項の場合において、<u>第196条第1項第2号イからエまでの規定</u>中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第4項又は附則第5項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p> <p>（平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）</p>	<p>6 前2項の場合において、<u>第125条第1項第2号イからエまでの規定</u>中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第4項又は附則第5項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p> <p>（平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）</p>
<p>7 平成18年10月1日以前から存する法附則第48条の規定によりなお従前の</p>	<p>7 平成18年10月1日以前から存する法附則第48条の規定によりなお従前の</p>

改正後	改正前
<p>例により運営をすることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）において行われる<u>指定共同生活援助の事業等について、第198条（第201条の6）において準用する場合を含む。</u>の規定を適用する場合においては、当分の間、<u>第198条第7項</u>中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。</p>	<p>例により運営をすることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）において行われる<u>指定共同生活介護の事業等について、第127条（第198条）において準用する場合を含む。</u>の規定を適用する場合においては、当分の間、<u>第127条第6項</u>中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。</p>
8から12まで 略	8から12まで 略
<p><u>附 則（平成26年条例第 号）</u>  <u>（施行期日）</u></p>	
<p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  <u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。）第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。</p>	
<p>3 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の2に</p>	

改正後	改正前
<p>規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準第条例第 201条の 4 の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第 1 項第 1 号中「6」とあるのは、「10」とする。</p> <p>5 第 3 項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準条例第 201条の10第 4 項の規定を適用する場合においては、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。</p>	

議案第 25 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者について市営住宅への優先入居の取扱いをしようとするものである。

2 改正の内容

市営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として、市長が定める要件を備えている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、速やかに市営住宅に入居することを要するものを加える。

3 施行期日

公布の日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号</p> <p>目次及び第1条から第8条まで 略 (入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適當な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者</p> <p>2 前項の規定により選考された者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によってその戸数に相当する数の入居者を決定する。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、第5条に規定する理由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭坑離職者又は市長が定める要件を備えている高齢者、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする者）</p>	<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号</p> <p>目次及び第1条から第8条まで 略 (入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適當な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者</p> <p>2 前項の規定により選考された者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によってその戸数に相当する数の入居者を決定する。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、第5条に規定する理由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭坑離職者又は市長が定める要件を備えている高齢者、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする者）</p>

改正後	改正前
<p>る親族が心身障害者である者を含む。) 若しくは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する<u>被害者</u>若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの<u>暴力を受けた者</u>で、速やかに市営住宅に入居することを要するものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>	<p>る親族が心身障害者である者を含む。) 若しくは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する<u>被害者</u></p> <p>_____で、速やかに市営住宅に入居することを要するものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>
第10条から第69条まで 略	第10条から第69条まで 略
<u>附 則（平成26年条例第 号）</u>	
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	
別表 略	別表 略

議案第 26 号

盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立高松プールを廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第 2 条の表から次の項を削る。

名称	位置
盛岡市立高松プール	盛岡市高松一丁目 9 番43号

- (2) 第 3 条の表を盛岡市立総合プールの開設期間及び使用時間を定める表とする。

- (3) 別表を盛岡市立総合プールの使用料を定める表とする。

3 施行期日

平成26年 4月 1 日

盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																															
<p>○盛岡市市民プール条例 昭和51年3月30日条例第26号</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 市民プールを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立総合プール</td><td style="text-align: center;">盛岡市本宮五丁目3番1号</td></tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 市民プールの開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する市民プールにあつては、指定管理者。以下第7条まで及び第11条から第13条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">開設期間</th><th style="text-align: center;">使用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">メインプール</td><td style="text-align: center;">通年</td><td style="text-align: center;">午前10時から午後8時30分（中学校生徒以下の者にあつては、午後5時）まで</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">サブプール及び飛込プール</td><td style="text-align: center;">6月15日から9月の第1日曜日まで</td><td style="text-align: center;">午前10時から午後5時まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立総合プール	盛岡市本宮五丁目3番1号	区分	開設期間	使用時間	メインプール	通年	午前10時から午後8時30分（中学校生徒以下の者にあつては、午後5時）まで	サブプール及び飛込プール	6月15日から9月の第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで	<p>○盛岡市市民プール条例 昭和51年3月30日条例第26号</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 市民プールを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立高松プール</td><td style="text-align: center;">盛岡市高松一丁目9番43号</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立総合プール</td><td style="text-align: center;">盛岡市本宮五丁目3番1号</td></tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 市民プールの開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する市民プールにあつては、指定管理者。以下第7条まで及び第11条から第13条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">開設期間</th><th style="text-align: center;">使用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立高松プール</td><td style="text-align: center;">6月15日から9月の第1日曜日まで</td><td style="text-align: center;">午前10時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立総合プール</td><td style="text-align: center;">通年</td><td style="text-align: center;">午前10時から午後8時30分（中学校生徒以下の者にあつては、午後5時）まで</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">サブプール</td><td style="text-align: center;">6月15日から9月の第1日曜日まで</td><td style="text-align: center;">午前10時から午後5時まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立高松プール	盛岡市高松一丁目9番43号	盛岡市立総合プール	盛岡市本宮五丁目3番1号	区分	開設期間	使用時間	盛岡市立高松プール	6月15日から9月の第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで	盛岡市立総合プール	通年	午前10時から午後8時30分（中学校生徒以下の者にあつては、午後5時）まで	サブプール	6月15日から9月の第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで
名称	位置																															
盛岡市立総合プール	盛岡市本宮五丁目3番1号																															
区分	開設期間	使用時間																														
メインプール	通年	午前10時から午後8時30分（中学校生徒以下の者にあつては、午後5時）まで																														
サブプール及び飛込プール	6月15日から9月の第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで																														
名称	位置																															
盛岡市立高松プール	盛岡市高松一丁目9番43号																															
盛岡市立総合プール	盛岡市本宮五丁目3番1号																															
区分	開設期間	使用時間																														
盛岡市立高松プール	6月15日から9月の第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで																														
盛岡市立総合プール	通年	午前10時から午後8時30分（中学校生徒以下の者にあつては、午後5時）まで																														
サブプール	6月15日から9月の第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで																														

改正後	改正前			
			月の第1日曜日 まで	
	飛込プール	6月15日から9 月の第1日曜日 まで	午前10時から午後5時まで	
(休場日)	(休場日)			
第4条 市民プールの休場日は、次のとおり	第4条 市民プールの休場日は、次の各号に掲げる市民プールの区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に臨時に休場することができる。			
_____とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に臨時に休場することができる。	(1) 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）			
(1) 每月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）	(1) 盛岡市立高松プール 每月第3金曜日			
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	(2) 盛岡市立総合プール 每月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日			
(使用の制限)	(使用の制限)			
第5条 飛込プールについては、あらかじめ、市長に登録されている者又は当該登録されている者の指導の下に使用する者でなければ使用することができない。	第5条 盛岡市立総合プールの飛込プールについては、あらかじめ、市長に登録されている者又は当該登録されている者の指導の下に使用する者でなければ使用することができない。			
第6条から第10条まで 略	第6条から第10条まで 略			
(使用料の減免)	(使用料の減免)			
第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する市民プールにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。	第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する市民プールにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。ただし、ロックーの使用料は、この限りでない。			
(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。	(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。			
(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると	(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると			

## 改正後

認めたとき。  
第12条から第21条まで 略  
附 則（平成26年条例第 号）  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 別表（第9条関係）

## (1) 一般使用の場合の使用料

区分	一般	高等学 校生徒	中学校 生徒以 下の者
普通使用（1回につき）	700円	400円	300円
回数使用	5回につき	2,800円	1,600円
	10回につき	5,250円	3,000円
	15回につき	7,350円	4,200円
団体使用（1人1回につき）	490円	280円	210円

## 改正前

認めたとき。  
第12条から第21条まで 略

## 別表（第9条関係）

## (1) 一般使用の場合の使用料

区分	一般	高等学 校生徒	中学校 生徒以 下の者
盛岡市立高松プール	普通使用（1回につき）	150円	100円
	団体使用（1人1回に つき）	110円	70円
	普通使用（1回につき）	700円	400円
盛岡市立総合プール	回数使用	5回につき	2,800円
		10回につき	5,250円
		15回につき	7,350円
団体使用（1人1回に つき）		490円	280円
			210円

## 備考

- 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。
- 規則で定める日に規則で定める中学校生徒以下の者が5人以上の団体で市民プールを使用する場合におけるこの表の適用については、「300円」とあるのは「150円」と、「210円」とあるのは「100円」とする。

## (2) 貸切使用の場合の使用料

区分	土曜日及び 休日（1時間 までごとに）	平日（1時間 までごとに）

## 備考

- 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。
- 規則で定める日に規則で定める中学校生徒以下の者が5人以上の団体で市民プールを使用する場合におけるこの表の適用については、「50円」とあるのは「20円」と、「30円」とあるのは「10円」と、「300円」とあるのは「150円」と、「210円」とあるのは「100円」とする。

## (2) 貸切使用の場合の使用料

区分	土曜日及び 休日（1時間 までごとに）	平日（1時間 までごとに）

改正後				改正前			
		までごとに)				までごとに)	
メインプール	全面を使用する場合	26,000円	20,000円	盛岡市立総合プール	メイン	全面を使用する場合	26,000円
	2分の1を使用する場合	13,000円	10,000円			2分の1を使用する場合	13,000円
	50メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	3,250円	2,500円			50メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	3,250円
	25メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	1,620円	1,250円			25メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	1,620円
	全面を使用する場合	9,100円	7,000円			全面を使用する場合	9,100円
サブプール	25メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	1,620円	1,250円			25メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	1,620円
	飛込プール	6,500円	5,000円			飛込プール	6,500円
会議室			500円			会議室	500円
研修室			500円			研修室	500円

## 備考

- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 貸切使用をする者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

## (3) 附属の設備の使用料

区分	金額
放送設備一式（1時間までごとに）	1,000円

## 備考

- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 貸切使用をする者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

## (3) 附属の設備の使用料

## ア 競技用設備

区分	金額

改正後	改正前
電光表示設備一式（1時間までごとに）	2,000円
競泳競技用設備一式（1日につき）	5,000円
シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,000円
水球競技用設備一式（1日につき）	3,000円
飛込競技用設備一式（1日につき）	3,000円
放送設備一式（1時間までごとに）	1,000円
電光表示設備一式（1時間までごとに）	2,000円
競泳競技用設備一式（1日につき）	5,000円
シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,000円
水球競技用設備一式（1日につき）	3,000円
飛込競技用設備一式（1日につき）	3,000円

議案第 27 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市立病院の診療科目に腎臓内科を加えようとするものである。

2 改正の内容

市立病院の診療科目として新たに腎臓内科を加える。

3 施行期日

規則で定める日

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
○盛岡市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第44号	○盛岡市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第44号								
第1条及び第2条 略 (経営の基本)	第1条及び第2条 略 (経営の基本)								
第3条 病院事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。	第3条 病院事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。								
2 病院の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市立病院</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市本宮五丁目15番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号	2 病院の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市立病院</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">盛岡市本宮五丁目15番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号
名称	位置								
盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号								
名称	位置								
盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号								
3 診療科目は、内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、 <u>腎臓内科</u> 、 <u>小児科</u> 、外科、整形外科、皮膚科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、精神科及び歯科とする。	3 診療科目は、内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、 <u>          </u> 、 <u>小児科</u> 、外科、整形外科、皮膚科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、精神科及び歯科とする。								
4 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 180床 (2) 精神病床 80床	4 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 180床 (2) 精神病床 80床								
第4条から第7条まで 略 <u>附 則 (平成 年条例第 号)</u> この条例は、規則で定める日から施行する。	第4条から第7条まで 略								